

第75号 社協だより

笑顔

令和5年3月1日発行
【天草市社会福祉協議会】

～琴の音色～

お茶の香りに包まれ春を想う

～オレンジカフェほっこり新春お茶会～

令和5年1月19日(木)、有明老人福祉センターにおいて「オレンジカフェほっこり 新春お茶会」を開催しました。当日はボランティアによる琴の演奏と抹茶のおもてなしに参加された28名の方は穏やかで幸せな時間を過ごしていただきました。

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるために

～天草市民生委員児童委員協議会連合会 新春福祉懇談会～



橋野 君佳 (書記)



益田 秀人 (副会長)



濱田 幸人 (会長)



馬場 昭治 天草市長



片白 健次 (副会長)



山本 勝彦 (会計)



令和4年12月1日の民生委員・児童委員の一斉改選の後、天草市内14の民生委員児童委員協議会会長の互選によって、新たに選任された天草市民生委員児童委員協議会連合会の濱田幸人会長をはじめとする幹事5名が、令和5年1月10日(火)、馬場昭治天草市長のもとを訪れ、天草市の地域福祉について懇談されました。

馬場市長からは、新型コロナウイルス感染症の勢いが衰えない中、介護や福祉、子育てに関する事など、地域住民の身近な相談相手としての活動に、その労をねぎらわれ、感謝の言葉を述べられました。

また、昨年は、厚生労働省で毎年2月から3月に開催される全国課長会議に、天草市の子ども民生委員と連携した民生委員の取り組みが紹介されたことから、県内外からの問い合わせや視察が相次いでいることに対して、「全国的にも注目を浴びており、日頃から地域に根差した民生委員活動を行

っている皆さんのご協力は欠かせません。地域の人を見守り、住民からの相談対応や生活課題を抱えている方の早期発見とともに、子どもたちに思いやりの心や地域住民同士のつながりの大切さを学んでもらう子ども民生委員の活動にご協力をいただきました」とお願いされました。

訪れた幹事からは、民生委員活動に対する理解と協力にお礼を述べられ、新たに委嘱を受けた273人の民生委員・児童委員および28人の主任児童委員とともに、安心して暮らすことができる地域づくりのために、地域住民の良き相談相手として、また、関係機関と地域住民のつなぎ役として、活動していきたいと抱負を述べられました。

今回の懇談会は、天草市の福祉施策の方針と民生委員・児童委員活動の連携を図るうえで有意義な機会となりました。

※幹事…会長・副会長・会計・書記



妊産婦・ひとり親の 家事・育児をサポートします!!



母子家庭、父子家庭および寡婦の方が、安心して子育てをしながら生活することができるよう、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣、又は家庭生活支援員の居宅等において子どもの世話などを行うことにより生活をサポートする事業です。

妊産婦日常生活支援事業

対象者

- 市内に住所があり、次の要件を全て満たす人。
- 妊娠中または出産後1年以内の人。
- 心身の不調や冠婚葬祭などにより、家事や育児を行うことが困難で、自宅や近所に手伝ってくれる家族や知人がいない人。

ひとり親家庭等日常生活支援事業

対象者

- 市内に住所があり、次のいずれかに該当する人。
- 技能習得のための通学、自立促進のための就職活動などにより、支援が必要な人。
- 疾病、事故、冠婚葬祭、残業、転勤、出張、学校等の公的行事などにより、支援が必要なお人。
- ひとり親家庭などになって間もない等の事由により、生活環境が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障をきたしている人。
- 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しており、就業上の理由で帰宅時間が遅くなる場合(通常の労働時間の就業を除く)で、他に支援者がいない人。

◆支援内容◆

- 生活援助……家事や介護などの日常生活の援助
- 子育て支援……子どもの預かりなどの保育サービス

◆利用方法◆

事前に利用登録申請書を天草市に提出し、支援の必要な時に派遣依頼をしてください。
※登録をしておらず、急な支援が必要なおときは下記の問い合わせ先にご連絡ください。

◆利用料金◆

利用者世帯の区分	利用者の負担額 (1時間あたり)	
	生活援助	子育て支援(児童1人の場合)
生活保護法による被保護世帯 住民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	150円	70円
それ以外の世帯	300円	150円

※子育て支援の負担額…2人目からの負担額は児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額を児童1人につき加算する。

【問い合わせ先】 天草市子育て支援課 ☎0969-23-1111
☎0969-27-5400 (直通)

サポートします

子育てを地域でサポートします!

「誰か子どもをみてくれる人がいたら…」こんな時ありませんか?

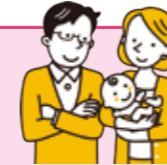
そんな時は、ファミリーサポートセンターをご利用ください。

子育てのお手伝いをしてほしい人と、子育てを応援したい人が会員となって、

会員同士で「預かり」や「送迎」を行っています。

依頼会員

(子育てのお手伝いをしてほしい人)



- ・天草市に在住または勤務し、生後6ヶ月から小学6年生までのお子さんがある家庭

ファミリーサポートセンター

(社会福祉協議会)

協力会員と依頼会員をつなげ、子育てをサポートします

協力会員

(子育てを応援したい人)



- ・天草市に在住し、自宅等でお子さんを預かれる方
- ・心身共に健康で、センターが実施する講習会を受講された方

こんな時に

- ・保育園や学童のお迎えが間に合わない
- ・仕事へ行きたいけど預かってくれる人がいない
- ・病院へ行きたいけど子どもを連れていけない

こんな方に

- ・子どもが好き
- ・子育ての経験や資格を活かしたい
- ・空いた時間に子育てのお手伝いをしたい

利用時間と料金	区分	利用時間	依頼会員利用料金※(1時間あたり)
	通常	月～金曜日	午前7時～午後8時
午後8時～午後10時			350円
土・日曜日、祝日		午前7時～午後10時 年末年始(12/29～1/3)	350円
病後児	月～金曜日	午前8時～午後6時	450円

※住民税非課税世帯、障がい児のいる世帯などは、100～200円で利用できます

- ・食事(ミルク)代・おやつ代、交通費等は依頼会員の実費となります
- ・兄弟姉妹の場合は、2人目から半額の料金になります
- ・病児の預かり、家事や宿泊を伴うお子さんの預かりはできません

お子さんの預かりに対応するため

ファミリーサポートセンターでは、協力会員の方が、子育て支援に必要な知識を習得していただき、援助活動が安心、安全に活動していただけるよう、また病後のお子さんを預かる「病後児預かり」にも対応できるよう、毎年研修会を開催しています。

研修会では、乳幼児の発育や病気について、救急救命法の実習など学んでいただけます。

令和5年度も開催を予定していますので、ご興味のある方は、是非受講していただき、**協力会員の登録**をお願いします!



今年度研修会の様子

子育てを応援していただける方、**募集中**です!!

お問合せ
お近くの天草市社会福祉協議会各支所まで



皆様のご協力ありがとうございました



「日本赤十字社会費実績報告」

会費総額 **11,996,176円**

(令和5年1月31日現在)

寄せられた会費は、日本赤十字社熊本県支部へ送金し国内における台風、火災、水害、地震などの自然災害時の救護の活動と準備、物資の調達費等に利用されます。

また、国内にとどまらず、国際援助活動や青少年赤十字の普及・育成等に幅広く活用されています。

他にも、赤十字のボランティアの基礎研修を行い、多くの方が災害時に助け合える環境を整えるための資金として活用されています。

「赤い羽根共同募金実績報告」

募金総額 **20,958,834円**

(令和5年1月31日現在)

令和4年10月1日から展開されました赤い羽根共同募金運動は、地域の皆様方をはじめ、各種関係団体の方々の温かいご協力により、多くの募金をいただきました。

寄せられた募金は、熊本県共同募金会へ送金し、令和5年度に県内の社会福祉団体・施設やボランティア団体に配分されるとともに、天草市へも地域配分金として地域福祉事業・ボランティア事業の充実のために活用しています。

地域での支え合いを広げていくために



日頃のちょっとした困り事を支援する担い手の育成を目的に、牛深・本渡・栖本の3会場で、地域支え合いスキルアップ講座を開催しました。

これは、生活支援体制づくりの一環として、わがまちサポーター（支え合い活動の登録者）を対象に行ったもので、老人クラブ連合会やシルバー人材センター等の担当者から実際にやっている支え合い事業や依頼の多い困りごと等について説明していただきました。

地域の高齢化がますます進む中、住民同士の支え合いは更に重要になってきます。困った人を気軽に支えられる地域づくりを進めるため、今後もこの様な機会をつくってまいります。



あまくさ成年後見センター ってどんなところ？



あまくさ成年後見センターは、認知症や障がい等による判断能力の低下がある方が不安なく安心して過ごすことが出来るようサポートするセンターです。主に以下の2つの取り組みを行っています。

その1:判断能力の低下がある方をサポートする取り組み

成年後見制度による 法人後見事業

家庭裁判所の選任により後見人等となって財産管理と身上保護（契約等の支援）を行います。



地域福祉権利擁護事業

認知症や障がい等により判断能力の低下がある方の金銭管理及び、本人に必要なサービスが適切に利用できる様、契約行為等のサポート支援を行います。



金銭管理サポート事業

障がい等により一人で金銭管理ができない方、又は、不安がある方の金銭管理支援を行います。
※権利擁護事業の対象外となった方をサポートする事業です。



その2:成年後見制度の利用促進に向けた取り組み(天草市より事業受託)

相談窓口の設置

「どんな制度なのか知りたい」「申し立ての手順等が分からない」等、どのような内容でも結構です。お気軽にご相談ください。



専門家を交えた会議の開催

成年後見制度の利用促進のため、法律や福祉の専門家を交え、必要な取り組み内容等について意見交換を行っています。



普及啓発活動

成年後見制度を多くの人に知ってもらうための講演会等を開催しています。



▲令和4年度の様子

市民後見人養成講座の開催

『市民後見人』を養成するための講座を毎年開催しています。



▲令和4年度の様子

財産管理や契約行為にお困りの方、不安をお持ちの方は、まずご相談ください。

●あまくさ成年後見センター TEL: 0969-32-2552 / FAX: 0969-32-2551

ご先祖を敬い、絆を大切にする

墓地清掃管理サービス



天草市内にお墓があり、身体的な理由やご家族の都合で、墓地の清掃管理にお困りの方に代わり、天草市社会福祉協議会が、新たな福祉的視点でソーシャルファームの理念に基づき、登録団体等と共に、お墓の清掃や供花を行います。

※ソーシャルファームとは

障がいをお持ちの方や引きこもりなどで、仕事を見つけることが困難な方へ、働く場を創りだし提供する取り組み。

※作業・登録について

春のお彼岸、秋のお彼岸、お盆、正月等お墓の清掃をご希望の方は申込み多数のため、早めにご連絡をお願い致します。

サービス利用料金		
利用回数	利用料金	備 考
1回	3,500円 (1基1回)	お墓の広さ、墓石の数により、利用料金に変動があります。(10㎡を超える場合、複数の墓石がある場合は、別途お見積もりいたします。)
		複数回ご希望の方は、利用料金×回数の金額になります。
サービス内容		
基本作業	墓地内の除草及び枯葉やゴミ等の掃除と、手作業による墓石の水拭きを行います。(高圧洗浄機等は使用しません。)	
供花 (別途料金)	ご希望により、生花等をお供えします。 ●供花料金 1対 1,500円(税込) ※生花等については、時期により価格の変動がありますので、上記金額内で対応いたします。 ※宗派の関係で、生花以外の供花や造花などのご希望にも対応します。(実費の負担となりますのでご相談ください)	
その他	※その他、故人の嗜好品などのお供え物を希望される場合は、墓地所在地の社会福祉協議会支所でお預かりし、作業時にお供えいたします。(遠方にお住まいの方は、お送りください。)	

★お申込みやお問合せは、お墓がある地区の天草市社会福祉協議会各支所にお気軽にご相談ください。

♥お住まいの地域の問い合わせ先♥

本渡支所 ☎24-0100 牛深支所 ☎72-2904 有明支所 ☎53-0110 御所浦支所 ☎67-3782
倉岳支所 ☎64-3895 栖本支所 ☎66-3367 新和支所 ☎46-3770 五和支所 ☎32-1076
天草支所 ☎42-0678 河浦支所 ☎76-1401

〈編集・発行〉社会福祉法人

天草市社会福祉協議会

〒863-2201 天草市五和町御領2943番地 TEL(0969)32-2552 FAX(0969)32-2551
E-mail : amakusa-cosw@amasha.jp URL : http://amakusa-shakyo.jp

